第 6747 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 8月 20日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ マンションの修繕積立金

Ｑ：賃貸マンションの一室を購入しました。修繕積立金はどのように取り扱ったらいいですか？

Ａ：次のような取扱いになっています。

【解説】

マンションの修繕積立金は、原則として、それを管理組合に支払った日ではなく、実際に修繕等が行われた年分の必要経費に算入することとなっています。

しかしながら、修繕積立金が①区分所有者となった時点で、管理組合へ義務的に納付しなければならないものであること、②管理組合が解散しない限り区分所有者へ返還されないことが一般的であることから、次の場合には、その支払期日の属する年分の必要経費に算入することが認められています。

①区分所有者となった者が、管理組合に対して修繕積立金の支払義務を負うものであること

②管理組合は、支払を受けた修繕積立金について、区分所有者への返還義務を有しないこと

③修繕積立金が、将来の修繕等のためにのみ使用され、他へ流用されるものでないこと

④修繕積立金の額が、長期修繕計画に基づき各区分所有者の共有持分に応じて、合理的な方法により算出されていること

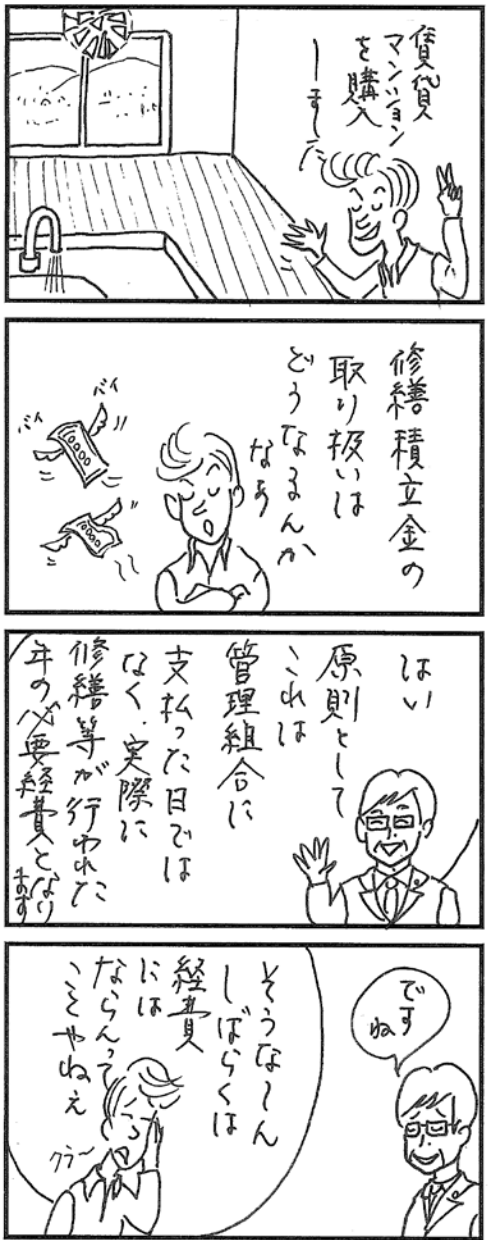

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】